

No.

10

(2) 無産婦人を指導する努力とする階級の大衆的單一の過渡組織

を原則とする全性的婦人団体(所謂婦人同盟)を組織し、之を労働農民

の一般闘争目標に近づけさせられねばならぬ。

六、從つて綱領は行動綱領にて政治的、經濟的、社會的に男子との差別
撤廃並に労働婦人、女性保護等を闘争目標として掲げること(例へば
言論結社集會の自由、男女との同等の選舉権被選舉権獲得
法律上於ける封建的性的差別の撤廃、同一労働に対する同一賃銀
の支給、同賃銀四箇業種の確立、最低賃銀法の制定、婦人の夜業業務業
並に危険作業の禁止、寄宿舎制度其他一切の封建的労働制度
の撤廃、労働婦人保護の撤廃無産婦人の人身賣買の禁止、教育